

件名	愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	
<p><b>【制定の概要】</b>  介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置  <u>地域密着型介護老人福祉施設等の整備及び特別養護老人ホーム等のスプリンクラー設備の整備の促進を図る</u>ために要する経費の財源に充てるため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置する。</p> <p>2 積立て  一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理  現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理  収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分  目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用  財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成 24 年 3 月 31 日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年 12 月 31 日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。）
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 事業実施主体 県、市町</p> <p>2 事業実施期間 平成 21～23 年度（3 年間）</p> <p>3 事業内容  (1) 地域密着型介護老人福祉施設等の小規模施設（定員 29 人以下）の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費を助成  (2) 特別養護老人ホーム等（延べ面積 275 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設及び延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の平屋建の施設）のスプリンクラー設備の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費を助成</p> <p>4 基金繰入額見込み  48 億 7,300 万円</p> <p>5 基金の残額の処分  基金は平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは同年 6 月 30 日までに国庫に納付</p>	